

申告と納税をどう行なつか



"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士 平井 满広

確定申告書の提出期限

原則、事業年度終了日の翌日から2か月以内に、確定申告をしなければなりません。確定申告とは、一事業年度の所得や税額を計算した書類(確定申告書)を、納税地の所轄税務署に提出することです。場合によっては期限の延長も認められています。

個別指定による期限の延長(国)

e-Taxを利用していた納税者がe-Taxで申告できない等の場合に、国税庁長官が対象者の範囲を指定することで自動的に延長になる制度です。平成29年4月1日以後に適用されています。

個別指定による期限の延長(国)

地域指定はないものの、地震や火災等で申告書を提出できない場合に期限を延長する制度です。「本社が被災して帳簿書類を失った」「株主総会が開催できず決算が確定しない」場合に認められます。

災害等による期限の延長(法人)

地震や豪雨といった自然災害等が発生した場合、国税庁長官が該当地域を指定することで自動的に延長になる制度です。

対象者指定による期限の延長(国)

左下の計算式で計算した金額(前事業年度の年間法人税額の半額)を中間申告の税額として申告することができます。

災害等による期限の延長(法人)

左下の計算式で計算した金額(前事業年度の年間法人税額の半額)を中間申告の税額として申告することができます。

災害等による期限の延長(法人)

左下の計算式で計算した金額(前事業年度の年間法人税額の半額)を中間申告の税額として申告することができます。

災害等による期限の延長(法人)

ひらい

みつひろ

平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。

の経営改善や税務相談に力を入れています。

■確定申告の期限の特例

内容		提出期限
災害等による期限の延長	①都道府県の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由が発生した場合(地域指定)	国税庁長官が公示により指定した期日(理由がやんだ日から2か月以内)
	②災害その他やむを得ない理由により、電子申告等をすることができない者が多数に上る場合(対象者指定)	税務署長が指定した期日
	③個別的に災害その他やむを得ない理由が発生した場合(個別指定)	税務署長が指定した期日
	④災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合	税務署長が指定した期日
法人税法	⑤定款等の定め等により各事業年度終了日の翌日から2か月以内にその事業年度の決算についての定時株主総会が招集されない常況にあると認められる場合	原則として、1か月間の延長。ただし会計監査を受ける一定の法人は最大4か月の延長

■中間申告の税額の計算式

$$\text{事業年度開始の日以後 } 6 \text{か月を経過した日の前日までに確定した前事業年度の法人税額} \times 6 \\ \text{前事業年度の月数}$$

期限内に申告や納税を行なわなかつた場合

次のようなペナルティがかかる場合があります。

申告に基づく納付期限

確定申告および中間申告の納付期限は以下のとおりです。

●確定申告:原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月(期限の延長がある場合はその提出期限)

の延長がある場合はその提出期限の延長がある場合はその提出期限

●中間申告:事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月

の延長がある場合はその提出期限

●中間申告:事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月

の延長がある場合はその提出期限